

ID: 98

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条文	赤平市立保育所条例 第10条第1項		
例規番号	平成27年条例第10号		
<p><b>【根拠条文】</b> (保育料) 第10条 保育所に入所している児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させた児童を除く。)の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として、規則で定める額とする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市立保育所条例施行規則第8条の規定による。 (保育料の徴収) 第8条 市長は、児童の保護者から入所児童の入所後に要する費用の全部又は一部を保育料(条例第10条第1項に規定する保育料をいう。以下同じ。)として徴収するものとする。</p> <p>2 保育料は、入所児童の年齢及び児童の保護者の市町村民税の課税状況等に応じて徴収することとし、その額は、別表に定めるところによるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、月の途中において入所し、又は退所した場合におけるその月の保育料は、当該各号に定める算式により計算した額とする。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 月途中入所 前項の規定による当該月の保育料の額×月途中入所日からの開所日数(当該開所日数が25日を超える場合にあっては、25日)÷25</p> <p>(2) 月途中退所 前項の規定による当該月の保育料の額×月途中退所日の前日までの開所日数(当該開所日数が25日を超える場合にあっては、25日)÷25</p> <p>4 入所児童が疾病その他の理由により、その月において引き続き15日(条例第4条に規定する休所日を含む。)以上欠席した場合は、その月の保育料を2分の1に減額する。</p> <p>5 市長は、前3項の規定により保育料の額を決定したときは、児童の保護者に対して保育料決定通知書(様式第5号)により通知し、保育料の額を変更したときは、保育料変更決定通知書(様式第5号の2)により児童の保護者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 社会福祉課

<b>処分の概要</b>	時間外保育料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市立保育所条例 第11条第3項		
<b>例規番号</b>	平成27年条例第10号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (時間外保育事業)  第11条 第3条第1項第2号の時間外保育事業は、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により同項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。</p> <p>2 その監護する児童について時間外保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 時間外保育事業を利用する児童の保護者は、規則で定めるところにより、別表第1に定める額の時間外保育料を納付しなければならない。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、時間外保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市立保育所時間外保育事業実施規則第8条の規定による。  (時間外保育料の納付)  第8条 児童の保護者は、条例第11条第3項の規定に基づき、時間外保育を利用した日の属する月の翌月末日までに時間外保育料を納付しなければならない。ただし、児童の属する世帯が施行規則別表における階層区分の第1階層に認定された場合における時間外保育料は無料とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 9 月 28 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 100

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	一時保育料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市立保育所条例 第12条第3項		
例規番号	平成27年条例第10号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (一時保育事業)  第12条 第3条第1項第3号の一時保育事業は、保護者の就労、傷病、入院及び保護者の育児等に伴う精神的、肉体的負担を解消する等の事由により、一時的に保育を必要とする児童に対し、当該保育を行う事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 その監護する児童について一時保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</li> <li>3 一時保育事業を利用する児童の保護者は、規則で定めるところにより、別表第2に定める額の一時保育料を納付しなければならない。</li> <li>4 前2項に定めるもののほか、一時保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市立保育所一時保育事業実施規則第12条の規定による。  (一時保育料の納付)  第12条 児童の保護者は、条例第12条第3項の規定に基づき、一時保育を利用した日の属する月の翌月末日までに一時保育料を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、児童の属する世帯が赤平市立保育所条例施行規則(昭和26年規則第3号)別表における階層区分(以下「階層区分」という。)が第1階層に認定された場合及び同表の備考第7項各号のいずれかに該当する世帯で、階層区分が第2階層に認定された場合における一時的保育料は無料とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市入院助産条例 第3条本文		
例規番号	平成18年条例第35号		
<p><b>【根拠条文】</b> (費用の負担) 第3条 助産を受ける者又はその扶養義務者は、助産の実施に要した費用について、市長が規則で定める金額を負担しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市入院助産条例施行規則第7条の規定による。 (負担金) 第7条 条例第3条に規定する助産を受ける者又はその扶養義務者が負担しなければならない費用(以下「負担金」という。)の額は、北海道児童福祉施設費用徴収規則(昭和62年規則第18号。以下「道規則」という。)に定めるところによる。</p> <p>2 負担金は、助産を受けた者又はその扶養義務者が、市長の送付する納入通知書により、所定の期日までに納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	入所の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市入院助産条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	平成18年規則第38号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (取消し)  第6条 市長は、助産の実施を決定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 健康保険等による医療給付その他の給付が受けられるとき。  (2) 入院助産要件を欠くに至ったとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により助産の実施を取り消したときは、助産実施解除通知書(様式第8号)により、助産の実施を決定された者及び施設に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	赤平市子ども医療費助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成6年条例第25号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (助成金の返還)  第9条 市長は、偽り、その他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市高齢者福祉研修施設設置条例 第10条		
例規番号	平成6年条例第6号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用許可の取消し) 第10条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、その利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	指定等の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市障害者地域生活支援事業実施規則 第7条		
例規番号	平成25年規則第22号		
<p><b>【根拠条文】</b> (指定等の取消し) 第7条 市長は, 前条の規定に違反した場合, 第3条の事業を運営するための委託又は補助を取り消すことができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 社会福祉課

<b>処分の概要</b>	損害賠償との調整による返還		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第11条		
<b>例規番号</b>	平成6年条例第24号		
<p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整) 第11条 市長は,対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは,その価額の限度において,助成額の全部若しくは一部を助成せず,又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 9 月 28 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 121

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第12条		
例規番号	平成6年条例第24号		
<p><b>【根拠条文】</b> (助成金の返還) 第12条 市長は、偽り、その他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいホール設置条例 第7条		
例規番号	昭和61年条例第29号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用承認の取消し等)  第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても市は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。</li> <li>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</li> <li>(3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。</li> <li>(4) その他公益上又はふれあいホールの管理上やむを得ない理由が生じたとき。</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</li> </ol>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいホール設置条例 第8条第1項及び第3項		
例規番号	昭和61年条例第29号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第8条 ふれあいホールの使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 3 使用者は、付属設備及び備付物件等を使用するときは、第1項に定める使用料のほか、規則で定める使用料を納入しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市ふれあいホール設置条例施行規則第5条の規定による。 (使用料) 第5条 条例第8条第3項の規定による備付け備品を使用するときは、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日